

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月9日(金)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員13名+推進委員4名)

### 農業委員(13名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、4番 榎本良樹、  
5番 水上昭和、6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、  
9番 安河内龍一、10番 松川公彦、11番 宮野和男、12番 本田孝光、  
14番 舟越俊茂

### 推進委員(4名)

9番 本田茂幸、12番 森下哲次、13番 安武利勝、14番 大和秀寛

### 4 欠席委員

13番 渡邊三郎

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

第3 報告事項

- (1) 報告第2号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第3号 非農地証明願の届出について

### 6 その他

### 7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典  
課長補佐 佐野 史晃  
主事 甲斐 裕己子

## 8 会議の概要

議長 　ただ今から、令和7年度第2回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中13名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。7番 本田瑞希委員、6番 阿部委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 　1ページ議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

事件番号1番、

### 【事件番号1番 説明】

議長 　事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 　特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 　事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 　今事務局から説明のありましたとおり、現在まちがL型になっていて自分が耕作を受けてしているのですが、作業効率が悪いということで、どこかほかのところを買えたらどうかという話をしていたところ、譲渡人が農家をしないので売ってもいいよということで、双方の希望があったため今回の申請になっております。

議長 　事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 　ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、許可といたします。

議 長 つづきまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。諸事情により、順番が前後いたしますがご了承ください。それでは事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いいたします

事務局 5ページ議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして6ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。  
事件番号3番、

【事件番号3番 説明】

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特に問題ないと思います。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員は私となりますので補足させていただきます。

譲渡人が離農したいということと後継者もないので、どなたか買い手がいないかという話が出てましたが、見てもらった通りなかなか田んぼができるようなところではないので、誰かそういった形でも買ってくれる方がいないかということでありました。譲受人にあたる方で、不動産関係の許可も持っているので、買っていただけるようになりました。見ていただいたように、屋敷の前に水路の関係はそれぞれ機能が果たせるような方法を考えられております。自治会との話し合いの下で結論が出ている次第です。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 つづきまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 事件番号2番、

#### 【事件番号2番 説明】

- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 農業委員と水利委員、譲受人と現地で立会をいたしました。現地をご覧のとおり田のようをなしておりません。用水についてはきちんと確保するという、また隣地にも承諾を得ることなので、支障ないと思います。
- 議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。
- 委 員 推進委員から説明のありましたとおりでございます。地域の隣接同意も、水利の関係もきちんと対応されているということで問題ないと思います。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 ここは一種農地になるのですか。
- 事 務 局 はい。つながりで見ると、一種ということになります。
- 議 長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 事件番号1番、

#### 【事件番号1番 説明】

- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお

願いをいたします。

委員 今説明のあったとおり、隣が駐車場になっており、土地自体が隔離された団地になっていますので、周りの環境的にも問題ないと思います。水路も、一番端の田んぼになるので、他の農地との兼ね合いも問題ないと思います。

議長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委員 この土地に関しましては、既存の駐車場がいっぱいということで埋め立てをすることになっております。水原や金丸の方たちの用水を確保するための水路が流れておりますので、そのの柵はかさあげをして作り直す予定です。河川敷の法面は県の方に施工承認をもらって埋め上げた後、法じりはU字溝を入れて、雨水等が流れないようにしようと思います。

議長 事務局からの説明及び、推進委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 今説明がありました中で、インターのここからの水がいつているところがあるので、水原の水利委員長に説明をお願いしたいのですが。

委員 はい。大丈夫です。

議長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議長 次に日程第3 報告事項でございます。  
報告第2号 農地法第18条第6項の合意解約について、  
報告第3号 非農地証明願の届出について、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局 25ページ報告第2号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、26ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項に係る報告表です。

**【説明】**

引き続き 27 ページ報告第 3 号 非農地証明願の届出につきまして、  
28 ページをご覧ください。  
非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いた  
します。

**【説明】**

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現  
況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたしま  
す。  
以上でございます。

議 長 ただ今の事務局からの報告第 2 号、3 号について、ご質問、ご意見等ご  
ざいましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますの  
で、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事  
については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。